



昭和51年

5月号



鳥取市政三本の柱○信頼される市政○住民福祉の充実○近代的なまちづくり

とじて保存しましょう

M289

※「花の日まつり」の行事については、「4月号」8ページをご覧ください。

イラスト・谷口一彦

このほど、地方税法の改正に伴い、市税条例が改正され、今年度からの市税から実施されることになりました。

市民税関係では、昭和二十六年から据え置きの個人の均等割（年額）が四百円から千二百円に引き

上げられます。新しく、低所得者に対する税の負担を軽減しようと非課税措置を講じるなど、全般的に改正をしています。

また、軽自動車税関係では、車種別の年税額の引き上げを行いました。

市民税均等割（個人）を200円（年額）に

25年ぶりの改定

主な改正内容は次の通りです。

【市民税関係】

◆市民税均等割（年額）

の改正＝個人・千二百円（旧・四百円）

▽法人・①資本・出資金額が一億円を超える法人

（法人税法の公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるもの以外）と

保険業法に定める相互会社で、市内の事務所など

の従業者数が百人を超えるもの：

四万円（旧・七千円）②資本・出

資金額が一億円を超える法人と保

険業法に定める相互会社で、市内

の事務所などの従業者数が百人以

下のもの、および資本・出資金額

が千万円を超える法人

……二万円（旧・七千円）③

（④以外の法人等……一万二千円（旧・四千円））

低所得者の負担軽減も措置

◆新しく、低所得者の税の負担

の軽減をはかるため、均等割が非課税となるよう措置＝これまで均等割だけを納税していた人のうち、じく一・二倍以内におさえられま

前年の所得金額が、十三万円にそ

の人の控除対象配偶者と扶養親族

の数に「一」（係数）を加えた数を乗じて得た金額以下のときは、均等割がかからなくなりました。

（夫婦と子供二人の場合の計算例は下表）

◆障害者等の非課税限度額の引き上げ＝障害者、未成年者、老年者、寡婦に対する非課税限度額を

六十万円から七十万円に引き上げました。

【固定資産税関係】

前年度に対して急激に高負担と

ならないようになります。今年度から五十三年度までの三年間は、

次のような負担調整を行います。

（例）夫婦と子供2人の場合

妻 子供 係数
13万円×(1+2+1)=52万円
つまり、50年中の所得金額が52万円以下の場合は、51年度分の市民税均等割がかかりません。

市政雑感

51

演劇観賞のことなど



最近、鳥取の文化活動が活発になったといわれる。その要因は種々あると思うが、福祉文化会館の建設が、一つの契機となつたことは間違いない。今後も市民文化の発展を期待する。一方、鳥取で観賞できる芸術も、各界のご努力により多面にわたり喜ばしい。

特に、演劇においては鳥取演劇観賞会等の活動もあり、しかりである。私もたびたび拝見させて頂き、いつも深い感銘を受けています。

一般、新制作座で直山青果の「江戸城総攻」を見たが、最後の西郷隆盛の演技と面白に特に強い感動をおぼえた。すなわち、「これを攻め、ここを焼き——などと考えてきましたが、江戸の街を見て恐ろしくなった」。さきほど裏門で、長屋衆といわし売りがあらそつていた。わずか五十文のゼニをまけろと、明日の戦も知らずに、妻子を養うため五十文に命を張るいわし売りを見て、ああ、戦はいかんと思った。江戸攻を明日にひかえ、下町を徘徊した西郷の述懐で、彼の偉大さを浮き彫りにしている。この直後が勝海舟との歴史的会談となる。

私は歌舞伎について全くの素人で台詞もよくわからないし、眞に芸術的な深さの理解などおぼつかないが、やはり、一流のものはそれだけの値打ちがある。演劇としての歌舞伎論は別とし、その独特の味は造形美だと思う。物語により展開する俳優の芸、動作等の動きながらの美しさ。刻々動きながら美を創造する。これが歌舞伎の神髄だと思う。雁治郎の芸、まさに至芸といえる。彼のどの動きの瞬間をとらえて見事な画だ。美しさに見とれた。人間国宝なるかなである。歌舞伎は、物語は義理人情の世界で古い、芸が様式化されている等、若い人の関心が薄く、当日の入場も少なかつたが、伝統の芸術であり、もっと観賞してほしい。あの様式化された芸に独特的の美が表現される。西洋芸術でいえば、バレエと対比されるべきか。

一般、前進座の山本周五郎の「さぶ」を見て心を打たれた。その所感は別にゆずるが、本格的な演劇を観賞するにつれ、ほんものの劇場がほしいとつくづく感ずる。

（市長）

五拾以下のもの、または定格出力が○・六拾以下のものは六百五十円（旧・五百円）▽総排気量が○・○五拾を超え○・○九拾以下のもの、または定格出力が○・八拾以下のものは千円を超え○・八拾以下のものは千円（旧・八百円）▽総排気量が○・○九拾を超えるもの、または定格出力が○・八拾を超えるものは千三百円（旧・一千円）

◆軽自動車ニ二輪のもの（側車付も含む）は二千円（旧・一千五百円）▽三輪のものは二千六百円（旧・一千五百円）▽四輪以上のもの（乗用の営業用は五千二百円で、乗用の営業用は五千二百円）、貨物用の営業用は二千九百円（旧・一千五百円）、貨物用の自家用は三千三百円（旧・二千五百円）▽もっぱら雪上を走行するものは二千円（旧・一千五百円）◆小型特殊自動車ニ農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車

を含む）は三千三百円（旧・一千円）▽その他ものは三千九百円（旧・三千円）

◆二輪の小型自動車ニ三千三百円（旧・二千五百円）

【特別土地保有税関係】

特別土地保有税も、住宅用地以外の宅地等（田、畑以外の土地）に對して、今年度から五十三年度までの三年間、固定資産税の場合に準じて負担軽減のための調整を行います。

また、新しく土地の所有者と取扱者に對して、公益のための使用、天災など特別な事情がある場合の減免措置が実施されることになりました。

◆【ガス税関係】

ガスの使用料金に對してかかるガス税の税率が百分の三から百分の二に引き下げられました。実施は五十二年一月一日以降の使用分からになっています。

二千五百円）、貨物用の自家用は三千三百円（旧・二千五百円）▽もっぱら雪上を走行するものは二千円（旧・一千五百円）▽

市は事務の合理化をはかるため、從来の総務部課税課を税務第一課（市民税関係）、税務第二課（固定資産税関係）に分離。そして、行政文書係を市政室へ、管財係を財政課へそれぞれ統合。また、商工農林部耕地課に換地係を新設。今年度から三か年計画により家屋の一斉再評価事務を進めるため、

市が機構改革

総務部庶務課を統廃合

四月一日、総務部庶務課を廢止し（市民税関係）、税務第二課（固定資産税関係）に分離。そして、

行政文書係を市政室へ、管財

定資産税関係）に分離。そして、財政課へそれぞれ統合。また、商工農林部耕地課に換地係を新設しました。

軽自動車税 売買時は

買主に課税

軽自動車等の売買をされた場合で、売主がその売った軽自動車等の所有権を留保（例・月賦など）で自動車を売った場合、代金支払が

済むまで買主の名義にしないでいる場合など）している時は、買主に税金がかかるようになりました。

また、軽自動車等を売買した場合は、売主は市に対して、買主の住所、氏名、勤務先等を記載した。報告書の提出が義務づけられました。

手数料

も変わります

ご協力を願っています。

△戸籍の謄・抄本ニ一通二百

円△除籍の謄・抄本ニ一通三百

円△戸籍の記載事項証明ニ証明

項一件 百円△除籍の記載事項証

明ニ証明事項一件 二百円△受理

証明書ニ一通 百円△戸籍簿の閱

覧ニ一戸籍 百円△除籍簿の閲覧

ニ書類一件 百円

業者登録申請の取り扱い

二百二十円（百五十円）

△配給通帳の再交付・米穀販売

件 一百円（七十円）

△印鑑登録手帳の再交付

二百二十円（百五十円）

△土地境界立会ニ一件 千円

（三百円）

この他、四月から、督促手数料

が一件 五十円に、納税証明手

数料が一通 七十円に改定され

ています。

印鑑証明は 1通 100円に

●家屋の 一斉再評価に ご協力ください

今月下旬から、家屋一斉再評価のため市職員が訪問します。調査のご協力をお願いします。

市は事務の合理化をはかるため、從来の総務部課税課を税務第一課（市民税関係）、税務第二課（固定資産税関係）に分離。そして、行政文書係を市政室へ、管財

定資産税関係）に分離。そして、財政課へそれぞれ統合。また、商工農林部耕地課に換地係を新設します。

明・市税、公課に関する証明・公簿、公文書の謄抄本交付・無職無收入、扶養家族に関する証明・
營業、職業に関する証明・一通
△印鑑に関する証明……一通

△印鑑登録手帳の交付……一
通 百円（七十円）

△印鑑に関する証明……一通

百円（八十円）

△印鑑登録手帳の交付……一
通 百円（無料）

△住戸に関する証明・土地に關
する証明・建物に関する証明・土
地、建物その他被害に関する証明

△公簿、公文書、図書の閲覧……
通 百円（無料）

△印鑑登録手帳の交付……一
通 百円（無料）

アンケート結果

市民のみなさんに、防災について考え、話し合う機会をもつとともに、防災に対する関心と意識を深めてもらおうと、昨年十月、全世帯（二万九千四百九十六世帯）を対象に「防災に関する意識調査」を実施しました。回答数は二万五百二十九世帯で六九・五%の回答率でした。

防災に関する意識調査

この調査では、防災全般について十八項目の質問をしました。その結果をみると、市民が一番恐ろしいと感じている灾害は①地震②火事③風水害の順でした。また、防災関係機関に対する意見、要望等も大半が地震、火事が関するものでした。

都市機構の過密化がますます増大する今日では、防災対策への要求は強くなり、とりわけ地震、火災時での災害の拡大防止対策などが大きなウエートを占めていることが、調査結果にもあらわれていました。

総体的には、市民の防災に対する関心は高いように思われます。市では、この調査結果に基づいて①避難場所、避難路については今後、都市計画の上からも、さらに検討を加えて、地域環境の整備を促進②市民へ避難場所の周知徹底とともに、市民に対する正しい

防災知識の普及③防災関係機関が主体となる訓練の実施に加えて、地域組織での盛り上がりの中で、住民による訓練が恒常化されるよう指導……など、各関係部課で細かな防災対策を練り、総合的な対策をまとめることにしてます。

主な調査結果と意見、要望は次の通りです。

【災害の恐怖度】一番恐ろしいと思っている灾害は「地震」五七・四%、「火事」三四・一%、「風水害」三・五%の順。

過半数の人が
「安全でない」

▼ 昭和18年9月10日午後5時36分
50秒。震度7・4の激震に見舞われ、一万三千二百九十五戸が全壊。



は三五・四%。これに対し、「あまり安全とはいえない」三九・九%、「危険である」一三・七%と、何らかの危険を感じている人は五三・六%と、過半数の人が自分の住んでいる地域で災害が発生する危険を感じながら生活していると言えそうです。

【地震時のとつさの行動】昭和十八年の鳥取大地震（震度六）程度の地震が起きた場合の行動については、「気が動転して何もできないと思う」二三・四%とわずかに「冷静に物事に対処できると思う」三・三%、「多少あわてる

がたいていの事に対処できると思う」五三・二%と、冷静さを保て、危險意識が非常に高いが、明るいと感じている災害は「地震」五七・四%、「火事」三四・一%、「風水害」三・五%の順。

石油ストーブの実態

昭和五十二年十月からは移動式の石油ストーブは、すべて自動消火装置のついたものを使用しなければならないことになっていますが、現在

市街密集地域と農村地域とを比較してみると危険意識に大きな差があり、市街密集地域では過密な居住状況のうえに交通量が多く、しかも避難場所がないなどの原因で、危険意識が非常に高いが、明徳地区で六九・五%）、農村地区ではそれほどでもなく（末恒地区で三一・三%）、地域により安全

がたいていの事に対処できると思う」五三・二%と、冷静さを保てる人が五六・五%にものぼっています。

また、五六・五%の冷静さを保てる人に対して、とつさにとる行動は、「火のしまつ六〇・〇%、そのまましばらく様子を見る」二八・九%と、大半の人が好ましい対処のしかたを示しています。

石油ストーブの実態

【地震に対する心配】大地震が起った場合、どんなことが心配かとの問い合わせに対しては、①火事の発生②家が倒れること③家族や親類・知人などの安否④水道・ガス・電気などがとまることが⑤避難場所がない……などの順になっています。

【高層建物と避難】ホテル、デパートなどの高層建物へ入つたり避難対策などについて話し合っている④非常持出袋を用意している⑤バケツに水を入れている……などとなっています。

石油ストーブの実態

【消火器の有無】消火器のある家庭は六二・三%でしたが、農村地域（大郷地区八八・六%）はかなり高いが、市街地域（久松地区五〇・五%）は全体的に保有率が低くなっていますが、さらには積極的な消火器の普及に取り組まなければなりません。

防災組織は
13の地域に

【地域防災組織の実態】「組織がある」二八・七%と市全体で三分の一の地域に防災組織があります。

恐ろしいのは「地震」そして「火事」



80%の人が「防災訓練は必要」

す。しかし、農村地域では消防団組織があるためか、防災組織率は高いが、市街地域での防災組織率はぐんと低くなっています。

また、防災組織の日ごろの活動として

は、①消火器を用いての消防訓練②消火器の設置③通報連絡

訓練④避難訓練⑤応急救護訓練など

【防災訓練について】地域での避難、救急、救護、消防などの実地訓練の必要

◆昭和27年4月17日。被災世帯、五千二百七十四世帯を出した鳥

性を聞いてみると、「訓練は必要であり実施する場合は必ず参加したい」一七・九%、「訓練は必要であり実施する場合は都合がつけば参加したい」五四・三%、「訓練は必要だと思うが参加はできません」と、かなりの人が訓

練は必要だと考えています。

【避難路と避難場所】市では、大地震等における延焼火災等に対する消防訓練②消火器の設置③通報連絡

学校のグラウンドなど九か所の広域避難場所と児童公園等二十七か所、学校、保育所の屋外運動場を一時避難場所にしていますが、地

震の発生に備えて避難路、避難場所を決めていますか、との問い合わせで、「決めている」が避難路で三〇・三%、避難場所で三一・六%と、わざかで、半数以上的人は「決めていない」「決める必要はない」と答えています。

また、決めている避難路、避難場所が「安全だと思う」と答えた

人は、それぞれ四九・二%、六三・七%でしたが、市街地域では、地

震発生時に二次災害としての火災

訓練も含めて、組織としてたびたび

震の発生に備えて避難路、避難場所を決めていますか、との問い合わせで、「決めている」が避難路で三〇・三%、避難場所で三一・六%と、わざかで、半数以上的人は「決めていない」「決める必要はない」と答えています。

【鳥取大地震の体験】昭和十八年に発生した鳥取大地震を体験した人がいる家庭は五三・七%でし

ます。

【鳥取大地震の体験】昭和十八年に発生した鳥取大地震を体験した人がいる家庭は五三・七%でし

ます。

* * * * 市民の意見・要望・体験 * * * *

◆防災についての意見と要望

▽消火訓練だけでなく、避難、救助など防災全般についての訓練を実施してほしい▽二次災害防止策として、道路の拡張、避難場所の確保、人口過密防止など地域環境の整備などについて、根本的に検討してほしい▽道路上の不法

駐車は平素から厳重に取り締まつてほしい（非常時に大事故につながるおそれあり）▽避難場所や通路の広いものがほしい▽公園や緑地など公共の空地を多くつくってほしい▽町内会で避難場所や避難

方法など、平素から防災対策について研究したり、話し合うようにする必要がある▽プロパンガス、ガソリン等多種類の燃料消費時代に対処して、一般家庭の処理法など十分PRする必要がある▽児童、生徒用として防災知識普及のための副読本のようなものがほしい▽マイカー時代で、特に朝夕のラッシュ時に消防活動、救急活動が円滑にいくよう抜本策も検討する必要がある▽市で地域ごとの防災諸

▽まず落ち着いて火氣の始末をしてから、安全な戸外へ避難すること▽戸外に避難する余裕のない時は、屋内の丈夫な家具、建具の空間を利用して一時待避をすること▽平素から救助用工具（バーナー、のこ、ジャッキ、ロープなど）を準備しておくこと▽救急薬品や非常食の準備をしておくこと▽戸外に避難する時は、あわてないよう帽子、ズキン等をかぶり、頭上の落下物に注意のこと▽大地震の前には、必ず予震がある。落ち着いて冷静にできるだけのことをして

おく▽二階にいる時は、あわてて降りる必要はない。むしろ二階の方が安全である▽母屋が倒れても、便所やふろ場の残ったものが多くあつた。一番安全である▽平素から家族の間で、避難場所や通路をよく確認しておくこと▽日ごろから実地訓練を重ねていくことによ

◆防災組織について

▽消防訓練だけでなく、避難訓練も含めて、組織としてたびたび

訓練する必要がある▽昼間の防災訓練として、老人、婦人を対象とした組織づくりや訓練が必要と思

う▽組織も必要だが、平素の町民相互の協力、助け合いが肝要である▽町内会などの小単位で防火講習会や防災に関する各種PRなど積極的に実施してほしい。

◆地震体験者の教訓など

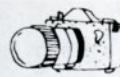
鳥取大地震の資料収集にご協力ください

昭和18年に発生した鳥取大地震の資料を集めています。

当時のままの家、崖など、また写真や文献など、市政室（☎ 230）へお知らせください。

ご協力をお願いします。

カメラルポ



智頭街道にグリーンベルト
街路緑化のひとつとして、今、智頭街道の緑化事業が進められています。

昨年十二月に着工、
五十二年度までの三
か年計画で、歩道(幅
三七三・五尺)内の
車道側一筋を植栽帶
にするもので、今町
地内の国道53号線か
ら西町地内の裁判所
前までの総延長千百
尺の区間を整備しま
す。

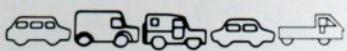
五十年度は、事業
費一千万円で、裁判
所前から片原通りま
での三百五十尺と瓦
道53号線側へ七十尺

の併せて四百二十尺
町口一タリーから国
道53号線側へ七十尺

の区間に、延長四百八十六尺の植
ツツジ・プラタナス
ジンチョウゲ



駅前に大型道路



横断幕で呼びかけ

マイカー通勤自粛運動

田市長)

▲「ガチヨウ」六羽と「アヒル」
三羽。犬を放したり、けしかけた
りしないで……。



▲街路緑化のひとつ、ツツジ、ジン
チョウゲが花をつけるのが楽しみ。
植えられているのは、高木の高
さ四尺のプラタナス(六十九本)、
低木として、高さ〇・六七〇・七
七程度のドウダンツツジ、サラサ
ドウダンツツジ、高さ〇・五七〇・七
七程度のジンチョウゲ(白)、フ入りジ
ンチョウゲ(赤)の四種を合計三千
六百三十本です。

今年度は、延長約三百五十尺の
整備を行う予定です。

▲幅二十七尺。サツキ、マメツ
ゲの植栽された中央分離帯が目
に鮮やかだ。

袋川(若桜橋・花見橋間)にガ
チヨウ六羽とアヒル三羽が放され、
市民に愛きようを振りまいていま
す。可愛がつてください。

このガチヨウとアヒルは、久松
公園の水きん舎にいたもので、今
年年度、この水きん舎など動物舎は
取り除かれ、米蔵跡地として整備
されることになっています。

袋川に放されたのは先月十五日
で、久松・遷喬・日進小学校の生
徒の手で、大勢の市民の見守る中
で行われました。

かわいがってください：

マイカー通勤自粛運動

いよいよ「マイカー通勤自
粛運動」が開始されました。
実施後、一ヶ月を経過した今、
目に見えてマイカーが減った、
交通渋滞が緩和された、とい
う状態になつていませんが、
主要道路に「マイカー通勤は
公共交通による」という横断幕、
懸垂幕を揚げて、この自粛運
動を盛り上げて行きます。

市民のみなさん、ご協力を
お願いします。

交通対策本部(本部長・金



では、国鉄山陰線に沿った停車場
布勢線(幅二十五尺)、停車場卯垣
線(幅二十五尺)のほか、若桜街

道(停車場県庁線)(幅二十七尺)ことになっています。

由多香(相生町) 本庄伯耆坊(西

品治) 向山勝博(吉成) 大坪天涯
(市内勤務) 有田とし江(永楽温

市内でははじめて……

このほど、館が三階を主に使うようになって
吉成に鳥取市 います。

では初めて、
公館の施設として、和室、料
理講習室、図書室、研修室、談話
室兼展示室、会議室(二室)など
建物が完成し がありました。
これが美保

地区公館と
保育所の施設は、各部屋で調整

美保保育所で、
できる暖房完備した乳児室、ほふ
く室、保育室(五室)、遊戯室、
保母室(二室)などで、百八十人
(延約千三百人(平方尺))のうち
保育所が一、
総事業費は公館、保育所を併
せて約二億五百万円です。

市民文芸作品コンクール

内藤美江子さんら入賞

市教育委員会が募集していた第十五点、随筆十七点)の作品が寄

十六回市民文芸作品コンクール”の入賞者が次の通り決まりました。

【俳句】 □入賞 || 本庄不見(西品入賞作品は、鳥取文芸懇談会が刊行する文芸年鑑に掲載されます。) (吉方町) □佳作 || 吉田焦悠(立治) 佐々木徳永(秋里) 岩田房子(川町) 松田尚(立川町) 石原正季

十六点(俳句三百十六点、川柳二十点、短歌百五十二点、詩吟月(横枕)百三十六点、短歌百五十二点、詩吟月(横枕)

▼吉成に完成した「美保地区公民館・保育所」の合同建物。



※美保地区公民館・保育所が同居

市民会館 今月のおもな催し

泉町)
原とし子(片原)須崎浩至(吉方
温泉) □佳作 || 沖田かずえ(庵
丁人町) 林賢一郎(吉成) 大塚豊
(戎町) 森本直象(吉方町) 外田
宇三郎(吉方町)

1日 紫紅会ピアノおさらい会
(無料)

2日 鉄砲太郎ショート
(有料)

5日 小林旭ショート
(有料)

7日 上田マサキとサウツーアーサ
ウス
(有料)

12日 佐々木正嘉ピアノリサイタル
(有料)

15日 映画鑑賞会
(有料)

16日 喜多流春の会・謡曲仕舞
(無料)

22日 花まつり子供大会
(無料)

23日 おことの会
(無料)

29日 茶道裏千家10周年記念大会
(有料)

30日 春祭り・ちびっ子マンガ映
画大会
(有料)

31日 鳥取演劇鑑賞会5月例会・
業研修大会
(関係者)

5日 鳥取大学開学記念合同コン
サート
(無料)

6日 二葉百合子リサイタル
(有料)

7日 浅香布美代劇団公演(有料)
フォークコンサート“帰つ
てきたあのねのね”(有料)

6月から 印鑑登録と 証明書交付申請の 手続きが 変更に

の日には登録手帳の交付はできません（代理人による申請は全部この方法で行います）。このことは改正していません。

②本人自らが来庁された場合で、次のいずれかによつて本人であることが確認できる場合は①の文書照会を省略して、その日に受理します。

▽官公署発行の写真を張り付けた各種免許証・外国人登録証・官公署、会社、工場等が発行した写真を張り付けた身分証明書等の提示

（改正）官公署発行の写真を張り付けた各種免許証・身分証明書・外国人登録証の提示（会社、工場等が発行した身分証明書では受理できなくななりました）

▽交付申請書に印鑑登録手帳と委任の旨を証する書面（代理人選任届）を添えて提出

（改正）交付申請書に印鑑登録手帳のみを添えて提出（代理人選任届は要らなくなりました）

▽鳥取市職員に面識があり、その職員が窓口で証明した場合

（改正）この方法は廃止しました

▽鳥取市職員に面識があり、その職員が窓口で証明した場合

（改正）この方法は廃止しました

▽新しい取り扱い方法として、鳥取市に既に印鑑登録をしている人により、申請人が本人に相違ないことを保証した書面（保証人が印鑑登録済印を押印した保証書）の提示があれば、受理できるようになりました。

【印鑑登録証明書交付申請について】

六月一日から印鑑登録と印鑑登録証明書交付申請の手続きが、次の通り変わりますので、ご注意ください。

【印鑑登録について】

印鑑登録の際、本人または、本人意志の確認の方法が一部改正されました。

①本人意志の確認のため親展文書により、本人あて照会し、後日その回答書を持参していただいてから、登録を受理しますので、そ

水道局

水道週間（6月1日～7日）



「パッキンの無料取替え」を実施

市水道局は、6月1日から7日までの水道週間に、次の行事を行います。

▽水道相談室の開設（市役所玄関ホールに水道相談室を設け（日曜日と土曜日午後は除く）、水道

に関する相談を受けます。

▽パッキンの無料取替え（漏水

課受付で販売します）

（市役所玄

円）を水道相談室、水道局業務

部門）で販売します。

全市一斎清掃日

5月16日です
鳥取市を美しくする会（会長・浜野二郎自治連合会長）で

市水道局工務課（☎23-1601）

水道相談室、公認業者に申し込ん

でください。

また、水道修繕セット（200

円）を水道相談室、水道局業務

部門）で販売します。

（午前7時開始）

と定め、市民の自主的参加を呼びかけています。

青島で「こどもまつり」 5月16日（日）



ちびっこ諸君！全員集合!!

☆ 健康

* 生ポリオワクチンの投与

(第2回)

生ポリオワクチンの第2回投与を、次の日程で行います。対象児のある家庭は、この期間に必ず受けさせてください。

▷ 対象児=昭和50年7

月1日～12月31日の出生

児と、それ以前の出生児

で、まだ投与が2回終わ

っていない乳幼児

▷ 料金=無料

▷ とき=午後1時30分～3時

▷ ところ=福祉文化会館（西町2丁目）

▷ 受けてはいけない子=熱があつたり下痢、結核、重い心臓病にかかっている子、病後の衰弱児や栄養障害児、種痘やはしかの予防接種後4週間以内の子、そのほか医師が投与を不適当と認めた子

▷ その他=申込書と予診票に必要事項を記入して、母子手帳と一緒に持参してください。



対象校区	投与日
第2回	
醇風 城北 浜坂 東郷	5/21(金)
久松 修立 面影 米里 津ノ井	5/24(月)
明徳 富桑 稲葉山	5/25(火)
日進 賀露 湖山 神戸 末恒 美和	5/26(水)
遷喬 美保 倉田 世紀 湖南 明治	5/27(木)
全市補足	5/28(金)

★対象校区で投与を受けることができなかった人は、他の校区で受けてください。

* 乳児検診

生後6か月の乳児を対象に乳児検診を行います。

この期間は赤ちゃんの心身の発育、栄養の転換などに大切なときですので、対象児のある家庭は必ず受けさせてください。お母さんが同伴できないときは、妊娠中や出産後の発育状態などがわかるようにしてきてください。



▷ 受ける人=昭和50年11月生まれの乳児

▷ ところ=福祉文化会館（西町2丁目）

▷ とき=午後1時～3時

母子手帳を持ってきてください。

検診日	校区
5/18日(火)	神戸 美和 倉田 面影 東郷 大正 世紀 湖南 末恒 湖山 北賀露 浜坂 明治 米里 津ノ井
5/19日(水)	上記以外の校区

「乳児検診」・「生ポリオワクチン投与」などで

福祉文化会館へおいでの場合
自家用車はご遠慮ください

市役所の電話は22-8111です。文中()は内線の番号です。

今年度は…

5月が固定 オ1期納付月です

(納期は5月17日～31日)

* 3歳児健康診査

次の日程で3歳の幼児を対象に総合的な健診査を行います。

対象児のある家庭へは健診査通知をしていますが、万一、通知が届かない場合でも、おいでください。

▷ 受ける人=昭和47年11月生まれの幼児

▷ ところ=福祉文化会館（西町2丁目）

▷ とき=午後1時～2時30分

▷ 料金=無料

母子手帳を持ってきてください。

お問い合わせは鳥取保健所へ(22-5161)

健診査日	校区
5/19日(水)	久松 酒風 遷喬 修立 日進 明徳 富桑 賀露
5/20日(木)	上記以外の校区

★昭和47年6月～10月生まれの幼児で未受診の人も、受診されても結構です。

* ガン検診

次の日程で胃ガン検診を行います。希望者は厚生課(303)に申し込んでください。(料金無料)

▷ 受付時間=午前8時30分～10時30分



区域	検診日	検診場所
神戸	5/27(木)	神戸地区公民館
美穂	5/28(金)	美穂地区公民館

子宮ガンの受診申し込みはいつでも厚生課で受け付けており、市内の指定医療機関で受診していただけになります。(料金無料)

家庭の日

(毎月第3日曜日……今月は16日)

* 救急病院

鳥取市の救急病院は次の4病院です。



★日赤病院(尚徳町・22-6121)

★県立中央病院(江津・26-2271)

★市立病院(幸町・23-6211)

★星野外科小児科医院(青葉町2丁目・22-5105)

なお、協力病院として鳥取生協病院(末広温泉町・24-7251)があります。

* 日本脳炎予防接種

対象 3歳以上の市民(保育所、幼稚園、小、中学校の児童生徒にはそれぞれの施設で実施します)



料金 3歳～中学生は無料。大人は1人1回 300円(生活保護世帯、市民税が非課税または均等割額世帯の人、65歳以上の人(明治44年以前に生まれた人)は無料になりますので証明できるものか市民税納入通知書を持参してください)

回数 この接種を初めて受ける人は1週間の間隔で2回接種、毎年受けている人は1回接種で終了

時間 午後1時30分～3時

受けつけはいけない人 熱が高い人、心臓血管系・腎臓・肝臓に疾患のある人、糖尿病患者、かけっけ・アレルギー体質(けいれん性)の人、妊娠婦、病後の衰弱者、そのほか医師が接種を不適当と認めた人

区域	接種場所	接種日	
		第1回	第2回
大和	大和地区公民館	6月1日(火)	6月1日(火)
明治	明治地区公民館	19日(水)	26日(水)
東郷	東郷地区公民館	20日(木)	27日(木)
美穂	美穂地区公民館	21日(金)	28日(金)
湖南	湖南地区公民館	31日(月)	1日(月)
大正	大正地区公民館	2日(火)	9日(火)
稲葉山	市農協稲葉支所	2日(火)	9日(火)
浜坂	浜坂地区公民館	4日(金)	11日(金)
米里	米里小学校	2日(水)	9日(水)
倉田	倉田地区公民館	3日(木)	10日(木)
豊実	豊実地区公民館	4日(金)	11日(金)

* 体日急患診療所

日曜日や祝日など休日に急病人が出たとき、患者が安心して治療を受けられるようになると、富安1丁目の付属准看護学院内(南中学校横)に設けられています。ご利用ください。

診療時間は午前9時から午後5時まで。

★ 講習会

◆ 危険物取扱い者試験準備講習会

試験日は6月中旬の予定◇講習会=乙種第4類は6月7日(月)～10日(木)、丙種は6月11日(金)・12日(土)◇補習日=乙種第4類は6月14日(月)◇時間=午前9時～午後4時30分(土曜日は正午まで)◇場所=市消防本部(行徳)講堂◇申し込み=5月13日～22日・市危険物保安協会(市消防本部内23-2301)

◆ 防火管理者資格の取得講習会

□日時=5月20日(木)21日(金)午前9時～午後4時30分□場所=市消防本部3階講堂□受講料=2,500円(法規集、テキスト代など)□申し込み=5月15日(土)までに市消防本部警防課予防係(23-2301)へ

ドライバーの
みなさんへ

マイカー通勤の自粛を

☆相談

合同相談所

人権問題、近隣とのいざこぎ、家庭内の問題、官公庁への苦情、そのほか困りごとのある人は、ご相談ください。（相談料 無料）

日時 5月17日（月）午前10時～午後3時

場所 福祉文化会館3階（西町2丁目）

担当 鳥取地方法務局、鳥取行政監察局、鳥取地方裁判所、鳥取家庭裁判所、国税局税務相談室、鳥取市社会福祉協議会、鳥取市

5・6月の法律相談

（県弁護士会担当）

一満員になり次第締め切ります

相談日 5月14日（金）

6月15日（火）

相続・遺産、土地の売買や登記、家族問題などでお困りの方は、市民相談室（☎ 209）に申し込んでください。（相談料 無料）

年金の相談所

年金について色々なご相談に応じています。

△とき 5月10日（月）25日（火）

午前10時～午後3時

△ところ=市役所玄関ホール

△相談員=鳥取社会保険事務所係官

催しもの

◆市民会館展示場（☎ 24-9411）△1～3日 洋ラン展△4～6日 第10回チャーチル会鳥取展

◆福祉文化会館（☎ 24-6766）△1～4日 盆栽展△7～10日 正風遠州流因幡支部・花展△20～23日 丹丘会・春の展覧会△22～24日 涼会・ちぎり絵展示発表会△28～30日 柳泉会・かな書道展覧会△28～31日 鳥取草月会・さつき展（展示と指導）△29～31日 群青・洋画展

◆市民体育館（吉成、☎ 24-5222）△20～21日 市中学校選手権大会（バスケットボール、バレーボール）△23日 市民間企業バレー大会△31日 日本・中国交歓男子バレー大会鳥取大会（有）

◆県立博物館（☎ 26-8044）△30日まで 特別展・世界の貝（有）

=（有）は有料です=

5月1日現在で、「商店についての国勢調査」とも言われる「商業統計調査」が実施されます。ご協力をお願いします。

お問い合わせは企画室（219）へ。

商業統計調査

にご協力ください……

初心者テニス教室

市民体育館では、次の通り「初心者テニス教室」を開きます。△とき=6月9・17・24日、7月1・8・15・22・29日の午後6時～8時30分△ところ=市民体育館（吉成）△参加料=1,500円（テキスト、ボール、スポーツ保険代）△初日（6月9日）に持参。△定員=40人△申し込み=5月29日（土）午後5時までに市民体育館（☎ 24-5222）へ。

☆募集

市民教養講座

中央公民館では、今年も次の通り「市民教養講座」を計画しました。お気軽にどうぞ。

受講できる人 市内に住んでいる成人（学生は除きます）

講座科目と日程 ①和服の着付=5月の土曜日②万葉集=5月の月曜日③魚拓と釣り=5月の水曜日④アマチュア写真=5月の木曜日⑤郷土の文化財=5月の土曜日⑥時の動き=5月の水曜日⑦手まり=5月の火曜日⑧日本人形づくり=5月の土曜日⑨ちぎり絵=5月の月曜日⑩押絵=5月の月曜日⑪毛筆書道=5月の月曜日⑫七宝焼=5月の月曜日⑬ペン習字=5月の火曜日⑭水彩画=5月の火曜日

講座回数 各科目とも5回

乳幼児・婦人・家庭教育学級

中央公民館では、乳幼児学級（18学級）・婦人学級（6学級）・家庭教育学級（18学級）の3学級の参加者を募集しています。

これは、6月から来年1月までの間に20時間以上の学習時間を設け、1学級30人以上の人員で自主的な運営により、学んでいこうとするものです。

申し込み、お問い合わせは中央公民館へどうぞ。

母と子の公民館活動

中央公民館では、今年新しく「母と子の公民館活動」を進めていきます。

これは、母と子供の読書活動とグループ活動を通じて、子供の情操を豊かにし、あわせて母と子の連帯感を深めようと、計画されたものです。ご参加ください。

△対象=市内に住んでいる小学校低学年の児童と母親△活動の内容=①図書の貸出（福祉文化会館内の市民図書室で日曜・祝日を除く毎日）②読書指導（毎週水、金曜日の午前9時～午後5時、市民図書室で）③グループ活動（6月～12月の間、親と子供30組の定員で、文化図工とスポーツの2グループの指導をします）△経費=無料ですが、教材費、交通費などが要る場合があります。△申込場所=中央公民館△申込期間=5月20日（木）まで

年金証書の提出を！

次の年金を受けていける人は、5月分の年金を受け取り、6月30日までに年金証書を市役所1階保険年金課へ提出してください。

△老齢福祉年金（特別老齢給付金も含む）受給者△障害福祉年金受給者△母子福祉年金受給者

証書の提出がない場合は、9月分から年金を受けることができなくなります。ご注意ください。



開設場所

①～⑦の7科目は福祉文化会館△⑧は久松小学校△⑨は修立小学校△⑩は醇風小学校△⑪は遷喬小学校△⑫は富桑小学校△⑬は日進小学校△⑭は明徳小学校

△開設時間 ①・④・⑤・⑦は午後2時～4時△②・③・⑥は午後6時～8時△⑧～⑭は午前10時～正午

△定員 各科目とも30人

△受講料 1科目 300円（テキスト代や教材費は別に必要です）

△申し込み 中央公民館（西町2丁目・福祉文化会館2階・☎ 23-9637）に準備している申込用紙に必要事項を記入し、受講料を添えて申し込んでください。

△電話、ハガキによる申し込みも受け付ますが、後日、締め切りまでに、所定の申込用紙に受講料を添えて申し込んでください。

△申込期間 5月10日（月）～6月10日（木）の日曜、祝日を除く毎日午前9時～午後5時。ただし、土曜日は正午まで。

働く婦人の教養講座

市働く婦人の家では、市内に住んでいる勤労婦人と勤労者家庭の主婦を対象に、次の通り教養講座を開きます。お気軽にどうぞ。

△講座科目と日程 ①家族の食卓づくり=5月の月曜日②趣味の家庭園芸=5月の水曜日③七宝焼=5月の金曜日④パーティ料理=5月の木曜日⑤お茶の入れ方=5月の土曜日⑥ふるさとの味=5月の月曜日⑦ペン習字=5月の水曜日⑧俳句=5月の金曜日⑨美容と健康=5月の木曜日⑩手あみ（かき針）=5月の土曜日

△講座回数 各講座とも5回

△開設場所 働く婦人の家（西町2丁目・福祉文化会館内）

△開設時間 ①～③・⑤～⑦・⑩の7科目は午後2時～4時△④・⑧・⑨の3科目は午後5時30分～7時30分

△定員 各科目とも30人（ただし、①・④・⑥はそれぞれ40人）

△受講料 1科目 300円（テキスト代や教材費は別に必要です）

△申し込み 働く婦人の家（福祉文化会館3階・☎ 24-2704）に準備している申込用紙に必要事項を記入し、受講料を添えて申し込んでください。

△申込期間 5月17日（月）～31日（月）までの火曜日を除く毎日午前9時～午後5時

眼の不自由な人も
車いすの人も

歩きよい街づくりが進む!!

安心して
歩ける

中村時江
(51)



鳥取市が身体障害者福祉モデル都市として、私達身体障害者のために積極的に環境整備を進めています。ただいま、市長さんをはじめ関係者の方々に深く感謝しています。

白いつえを頼りに歩く私達は、

今までの
苦労が夢のよう



吉村鉄之助
(60)

いし、深い感激を覚えました。

早速、愛車(車いす)に鞭うつて市役所と市民会館に行ってみましたが、横断歩道の段差もなく車いすのままスムーズに移動ができ、今までの苦労がまるで嘘のようでした。

歩く
ことが
楽しく
なった



大西雅広
(33)

このたび鳥取市が、身体障害者福祉のモデル都市として国の指定を受け、横断歩道のスロープ化をはじめ、交差点の点字ブロック、音響式信号機の設置、公共施設の改良等画期的な事業を実施され、身障者のための環境づくりに努力されたことを協会の役員からお伺

(吉方温泉四丁目)

市内の目抜通りに敷設された点字ブロックは、目指す施設や店舗を探す基準ともなり、歩く楽しさも苦しいことはよくわかりますが、市長さん、市も不況で財政事情も悪く鳥取駅の高架事業も予定されておりませんので、これからもさらには充実した施設改良に取り組んで下さい。そして身障者が楽しく社会生活の輪を拡げることができるように、心から願っております。

それには、日時を要する

年ごとに増加をしていく車、その騒音に妨げられて歩行困難となり、立ち止まることもしばしばです。最近は主な交差点に音響式信号機がつき、また、各所に点字ブロックが設置されまして、足に触れては安心して横断することができますので喜んでいます。

またガイドヘルパーの設置や声の広報など、長い間の念願がかなえられるこども嬉しいニュースです。目まぐるしいほどに発展していく社会とともに、私達盲婦人もこれに適応できるよう努めています。今後とも皆様のご理解ご協力を願い申し上げます。(吉方町二丁目)

なくとも歩道側の溝や川に、蓋、または柵のない箇所を縦点検し、我々盲人の転落事故防止に備えていただきたいと思います。全盲の私達にとって転落ほど恐ろしいことはありません。

最後に「盲人も自由に歩ける街づくり」には、行政側だけの問題ではなく、市民の皆さんのが協力をいただきたいのです。例えば、「ここは、目の不自由な人も歩くのだ」とちょっとお考えいただくだけで歩道上の障害物はもう少し減るのではないかどうか。(寿団地)



全市民が 心の福祉を



大石 淳

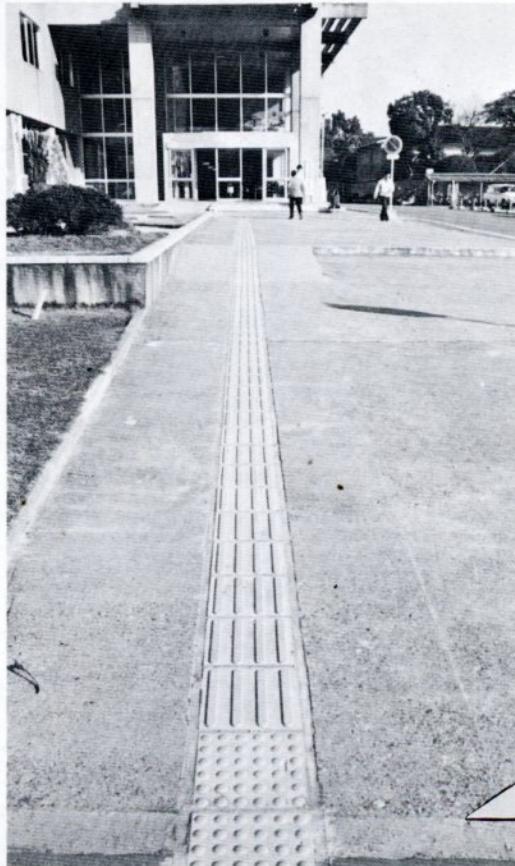
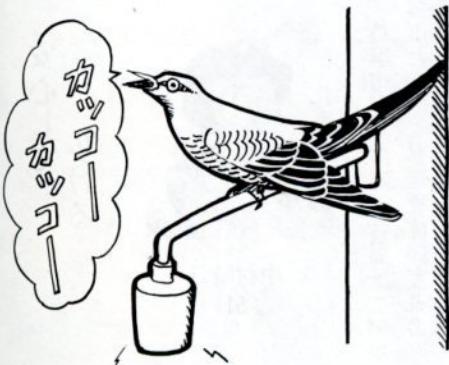
(45)

身体障害者の皆さんのが安心して日常生活がおくれるよう、わざで外出して不自由や不幸を感じない環境づくりが積極的に推進されていることを知り、心暖まる思いです。

鳥取市には視覚障害者が四百八十七人、聴覚障害者が五百九十七人、肢体不自由者が千六百六十四人あり、言語障害者などを合わせると、二千八百四十一人の身体障害者があります。市ではこれら多くの身体障害者

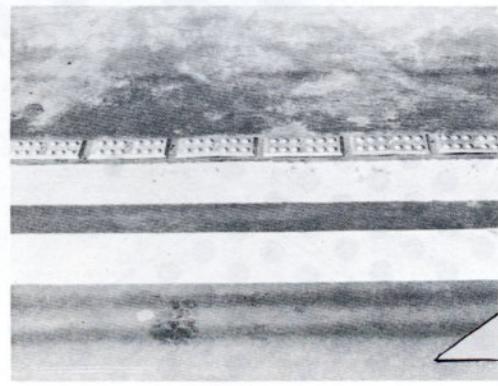
の方々が安心して街を歩け、施設が利用できるようにと、昨年、身体障害者福祉モデル都市の指定を実施してきました。今回はこれらの方々が人の健康回復のために尽されたることに、敬意と感謝を忘れたことがありません。それだけに、この度の身障者福祉モデル都市づくりには、ひとしを関心がありました。五十年度の事業実績をみて、限られた予算のなかで身体障害者の声を反映しつつ積極的に努力されたことがうかがえられます。これを機に市民も企業も、福祉都市にふさわしい協力をすべきだと思います単に施設・設備を整えるだけの問題ではなく、身体障害者に対する正しい認識と理解にもとづく心づかいや親切が必要だと感じています。

(湯所町一丁目・会社役員)



鳥の鳴き声で通りやんせ

主な横断歩道十八カ所に鳥の鳴き声で合図する、盲人用の音響式信号機がつきました。周囲の雑音の大きさに合わせて、鳴き声も自動的に大きくなったり小さくなったりして、盲人に青信号を知らせるために声をかけ誘導することです。



市庁舎玄関へ 誘導ブロック

歩道から市庁舎の玄関まで伸びている黄色のブロックは、盲人がその上を歩き安心して市役所にはいれるよう敷設した誘導ブロ

ックです。玄関の自動ドアを過ぎるとこのブロックは総合案内所まで通じています。

路側帯にそつて鉄製の点字鉄が敷設されました。盲人はこの上をつたって歩きます。路側帯のなかに乗り入れた駐、停車はやめてください。

路側帯にビヨウ

路側帯の駐車は盲人に危険



森反悦子
(51)

鳥取市が昭和五十年度の身体障害者福祉モデル都市として指定され、身体障害者の方々の歩行が容易に、かつ、安全に出来る様なかずかずの設備が整備されましたことは、誠によろこばしいことです。だが、このような設備だけで果して身体障害者の方々が、交通渋滞のなかを安心して歩行できるだろうかと疑問に思われます。なぜなら、せっかく白線や鉄の錆で歩行者のための路側帯が設けられているのに、そのなかにまで自動車を乗り入れ駐車していく、その為に身体障害者の方が道路の中央まで進まなければならぬ、あぶないこともあります。

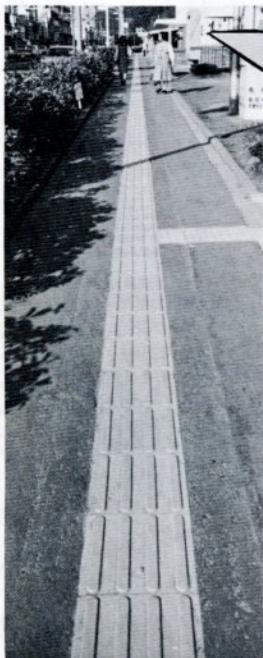
行政のうえで身体障害者の方々の住みよい環境づくりを進められている今日、私達市民もこの様な違反行為は厳にやめることはもちろんのこと、障害者の方々に出会った時は、暖かい手をさし添えてこそ、眞の福祉は一步一歩前進することと思ひます。

勤労青少年ホームは車いすでOK

青少年体育館も



歩道に点字・誘導ブロック



歩道に敷設した点字ブロックは盲人に注意をうながし、横断歩道やバス停留所、公共施設の位置などを知らせ、誘導ブロックは安心して歩けるよう導びいてくれます。

このほか市庁舎、市民会館、福祉文化会館、市民体育館、県庁なども車いすで楽に出はりできるよう改修しました。

市民会館、福祉文化会館、勤労青少年ホームの玄関ドアは自動引戸に改修し、車いすでたやすくではいりがけるようになりました。



ドアを自動化に

車いすが容易に上り下りできるよう六十三カ所の歩道の段差を切り下げました。

旅館もホテルも、そしてデパートもスーパーも一体となって、身体障害者が安心して行動できる環境づくりを進め、市民は障害者に対する正しいエチケットを身につけることによって、福祉のまちづくりができるのではないか。

歩道の段差を解消



世話のやき過ぎも困ります

身近な関係の夫婦、親子の間でもエチケットがあり、これを欠くと波風がたつ。わけても他人との触れ合いでは、エチケットは社会生活の潤滑油です。そしてこれは紳士、淑女の不变の常識です。

眼の不自由な人へ



（腕を引張るとか、うしろから押したりしないこと）

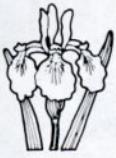
（部屋の中に盲人がいる場合に、出入りのさい必ず声をかける。）

（あなたの方から先に声をかけあげる。（盲人はあなたの所在や方向、あなたが誰かを知ることができます。））

（盲人を呼ぶときメクラとかアーマンマサンなどと言わないこと。）

（盲人、失明者、視覚障害者、視力障害者、眼の不自由な人などが正しい呼び方です。）

耳の不自由な人へ



（あいさつをかわすときに握手をしてあげる。（盲人はあなたに正対することができます。））

（聴覚障害者を呼ぶとき、ツンボ、オシなどといわないこと。）

（聴覚障害者、聴力障害者、耳の不自由な人、耳やことばの不自由ななどが適当な呼び方です。）

（聴覚障害者同士が手話で話しているときは、あまりじろじろ見ないこと。）

（聴覚障害者にはうしろや横かの態度はとらないこと。）

（道路などで誘導するさい、右側通行の場合あなたの右肘を軽くしあげる。氣の毒がつたり憐れみの声であるたの柄を推測しがちですから、確かにわかりやすく話をしかける。）

（聴覚障害者にはうしろから来る車の音がきこえないので危険です。）

明してあげる。（盲人が場所柄を含んで発言などするさいの予備知識になります。）また、ドアの半開きは盲人にとつて危険です。

手足の不自由な人へ



（手や足の不自由な人を「カタワ」「チンバ」「ビック」「不具者」と呼ばないこと。（障害者、肢体不自由者、手足の不自由な人、手のわるい人、足のわるい人などが正しい呼び方です。）

（街を歩いているとき、立止まずつ渡す。）

（金銭を盲人に渡す場合には紙幣や硬貨の単位を言いながら一つずつ渡す。）

（盲人にサービスする場合、あまり細かい世話をやかないで、軽く声で知らせるとか音をたてる程度にする。（世話のやき過ぎは盲きたか、誰が退席したかわからなければ不安です。））

（部屋の中や集会場などへ盲人を誘導するときには広さ、造り、集っている人数や主な人などを説わしいものですが、面倒がらず、親切に正面から口をやや大きく開いてはつきり、ゆっくり話すこと（聴覚障害者は口の動きをよみとることをマスターしています。））

（口の動きがわからない人や口のきけない人には手に書くなり、紙に書いてあげる。）

（道路をいっしょに歩くときは車道側をあなたが歩いてあげる。）

（車いすの配備）

（市役所二台、市民会館一台、勤労青少年ホーム一台）

（声の広報の発行）

（中途失明などで点字の読めない盲人に、市の動きをカセット・テープに吹き込んで毎月届ける。）

（印刷・富士印刷株式会社）